# 塩尻市 障がい者福祉制度 のしおい



# 令和7年度

塩尻市役所(塩尻市福祉事務所)

健康福祉部 福祉支援課 障がい福祉係

塩尻市大門七番町3番3号(保健福祉センター1階)

◆電話:(代)0263-52-0280

◆内 線:2115・2116・2123

♦Fax: 0263-52-7732

◆Email: shogaifukushi@city.shioiiri.lg.jp

# 福祉制度の早見表

	障害の区分	}		身体『	音宝さ	¥		Ź	知的際	章害者	ž 3	- 精神障害者			■数 単
#	川度の名称			<b>✓</b>	+06	-	1	第	1種	第2	2種	THI	ΨP∓ C		該 当 ページ
	等級	_	2	3	4	5	6	Α1	Α2	B1	В2	1	2	3	
		_	手帳等	級に	関係な	,>ž	年金	か障害	§等級 •	表1	• 2約	及に該	当す	る方	3
	特別障害者手	_	Δ	Δ				Δ				Δ			3
年	障 害 児 福 祉 手 🗎		Δ					Δ				Δ	Δ		4
金	重度心身障害者福祉年金		0					0	0			0	0		4
手	重度心身障害者家庭介護者慰労会	_		Δ				Δ				Δ			4
手当等	特別児童扶養手	_	0	0	Δ			0	0	0	Δ	0	0	Δ	5
	児 童 扶 養 手		_	0				0	0			0	0		5
	心身障害者扶養共			0				0	0	0	0	0	0	0	6
		Ż		<b>※</b> =	等級に	- 関係	なく	、特	定疾	患に	该当了	するだ	<u> </u>	ı	6
	後期高齢者医療保障		_	0	Δ			0	0			0	0		6
医	福祉医療費の給作	-		0	0			0	0	0	0	0	0	0	7
療等	自 立 支 援 医 療 の 給 作	_	0	0	0	0	0					0	0	0	7
	補 装 具 の 交 付 と 修 ヨ		0	0	0	0	0								8
	日 常 生 活 用 具 の 給 作	) t	) ()	0	0	0	0	Δ	Δ			Δ			9
障	書福祉サービジ	ス (	) ()	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
	手 話 通 訳 者 · 要 約 筆 記 者 派 遣 事 賞	<b>Ě</b> ∠	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ								19
	日 中 一 時 支 援 事 賞	€ (	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19
	タイムケア事業	€ (	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19
在	地域活動支援センター	- (	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19
在宅生活	訪問入浴サービス事	€ (	0												20
	障がい者にやさしい住宅改良促進事業	€ (	0	0	Δ	Δ	Δ								20
の 支	強度行動障害児者住宅改良促進事業	€						Δ	Δ	Δ	Δ				20
援	身体障害者自動車改造費助成事業	€ (	0	0	0	0	0								20
	身体障害者自動車運転免許取得助成事業	(	0	0	0	0	0								21
	ストマ使用者助成事業・腹膜透析助成事業	<b>≹</b> ∠	7	Δ	Δ										21
	公 営 住 宅 の 入 原	€ (	0	0	0			0	0	0		0	0		21
	移 動 支 援 事	(	0	Δ	Δ	Δ	Δ	0	0	0	0	0	0	0	22
	通所・通園・通院等推進事業	<b>ĕ</b> ∠	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	0	0	0	0	0	0	0	22
	福祉自動車・介護用車いすの貸出	<b>L</b>	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ								22
	タクシー利用料金助成事	€ (	) ()					0	0	0	0	0	0		23
移動	タ ク シ ー 運 賃 の 割 5	31 @		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23
支援等	鉄 道 運 賃 の 割 🧃	31 @		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		24
援等	バス運賃の割	31 @		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24
	有料道路通行料金の割		0	0	0	0	0	0	0						25
	航空運賃の割5		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26
	信州パーキング・パーミット制度	₹ (		Δ	Δ	Δ	Δ	0	0			0			26
	駐 車 禁 止 規 制 の 適 用 除 ダ	<b>\</b>	Δ	Δ	Δ	Δ		0				0			26

 $<sup>\</sup>otimes$   $\otimes$  ・・・該当するもの  $\otimes$  ・・・該当するが要件があるもの  $\otimes$  ・・・障がいの区分等により一部該当するもの 制度の詳細については、本文をご覧ください。

	障害の区分		£	身体随	宇宝夫	<u> </u>		知的障害者				→ 精神障害者			■太 当	
伟	間度の名称			<b>⊿</b> ۱4-14-15	Ŧ 🗆 E	3		第	1種	第2	2種	TET	ΨP∓ C	<u> </u>	該 当ページ	
	等級	1	2	3	4	5	6	Α1	Α2	В1	В2	1	2	3		
T14	所得税、市・県民税に関する所得控除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	
税金	自動車税、軽自動車税の減免	0	0	Δ	Δ	Δ	Δ	0	0			0			27	
	利子等の非課税(障害者マル優)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	
	N H K 放 送 受 信 料 の 減 免	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	
	ヘ ル プ マ ー ク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	
	FAX からの 119 番 通 報	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ								28	
	NET119緊急通報システム(聴覚障害者等特定) ※Web119システムの新規登録は終了しました。	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ								29	
	言語及び聴覚障害者ファクス110番・110番アプリ	$\triangle$	Δ	Δ	$\triangle$	$\triangle$	Δ								29	
そ	日 常 生 活 自 立 支 援 事 業							0	0	0	0	0	0	0	30	
の他	生活福祉資金の貸付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	
	避 難 行 動 要 支 援 者 の 登 録	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	
	ご み 袋 の 支 給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	
	図書館の資料提供サービス	$\triangle$	$\triangle$	$\triangle$	$\triangle$	$\triangle$	$\leq$								31	
	携帯電話基本使用料等の割引	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	
	青い鳥郵便葉書の無償配布	0	0					0	0						31	
	スマートフォン用障害者手帳アプリ(ミライロID)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	
45	行政機関等の相談窓口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	
相談	障がい者総合相談支援センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	
	障がい者就業・生活支援センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	

<sup>※ ©・・・</sup>該当するもの O・・・該当するが要件があるもの △・・・障がいの区分等により一部該当するもの 制度の詳細については、本文をご覧ください。

<sup>※</sup> 世帯や所得の変化により、要件に該当する・しないが変わる可能性がありますので、ご注意ください。

# 1 年金・手当等

# (1) 障害基礎年金

初診日において、次の要件を全て満たす方に障害基礎年金が支給されます。

	(	国民年金に加入 上 65 歳未満の方					本に居住してい	る 60 歳以
	1	※初診日において	65歳以.	上の場合	は対象を	トです。		
		※老齢基礎年金を	繰り上げ	て受給さ	れている	る方を除き	ます。	
		初診日の前日に	おいて、	初診日の	属する月	目の2か月間	前までの被保険	(者期間のう
要		ち、保険料納付済	期間と免り	除期間を	合算した	三期間が2.	/3以上あるこ	と。
	2	ただし、令和8	年3月末	までの初	診日の像	鳥病につい	ては、初診日の	前日におい
件		て、初診日がある	2か月前	までの直	近1年間	引に保険料(	の未納期間がた	ないこと。
		※20 歳前の年金	制度に加ん	入してい	ない期間	間に初診日だ	がある場合は、	納付要件は
		不要です。						
		障害認定日(原	則として	初診日か	ら1年半	⊭を経過した	た日。ただし、	障害認定日
	3	以降に 20 歳の誕	生日を迎	えた場合	、20 歳	遠誕生日のi	前日)に、一定	₹の障害(注
		1)の状態にある	こと。					
			等級			1日以前	昭和 31 年4	~~~~~
_		年額		にお生る	まれの方		にお生まれの	方
年		(令和7年度)	1級	1, (	036,	625円	1,039	,625円
金			2級	8	329,	300円	831	,700円
額	ţ	10算額(注2)	2人目の	子まで	1人に	つき 2	39, 300	円
	( <del>]</del>	その人数により加算)	3人目以	降の子	1人に	つき	79, 800	<b>-</b>

- ※(注1)国民年金法による障害等級表1、2級に該当するもの
- ※(注2)加算額は、障害基礎年金の受給者に生計を維持されている子がいる場合に加算されます。なお、子とは、18歳になった後の最初の3月31日までの子、または20歳未満で障害等級1級または2級の障害の状態にある子です。
- ※20歳前の傷病による年金受給者は、所得状況や他の公的年金受給により支給制限があります。
- ◆窓 □ 市民課 国保年金係(内線:1125~1128 FAX:0263-52-0280)

# (2) 特別障害者手当

20歳以上であって、日常生活に常時特別な介護を要する在宅の重度障がい者に支給されます。

- ◆支給金額 月額29,590円
  - 5月、8月、11月、2月に前月までの3か月分を支給
- ◆障害程度 国民年金法による障害等級表1級程度の障がいが重複する方又は これと同等程度以上の方
- ◆支給制限 ・施設等に入所したとき又は継続して3か月を超えて入院したとき
  - 本人又は扶養義務者の所得が一定額(限度額)を越えたとき
- ◆窓 □ 福祉支援課福祉給付係(内線:2164~2166 FAX:0263-52-7732)

# (3) 障害児福祉手当

日常生活に常時特別な介護を要する在宅の重度障がい児(20歳未満)に支給されます。

- ◆支給金額 月額16,100円 5月、8月、11月、2月に前月までの3か月分を支給
- ◆障害程度 身体障害者手帳 1 級、2級(一部)程度、知能指数おおむね 20 以下程度及び精神障がいのある方
- ◆支給制限 ・施設等に入所したとき
  - ・本人又は扶養義務者の所得が一定額(限度額)を越えたとき
  - 障がいを支給事由とする年金を受けることができるようになったとき
- ◆窓 □ 福祉支援課福祉給付係(内線:2164~2166 FAX:0263-52-7732)

# (4) 重度心身障害者福祉年金

身体障害者手帳 1・2級、療育手帳 A1・A2 又は精神障害者保健福祉手帳 1・2級のいずれかの手帳を保有する障がい者又は特別児童扶養手当1級に該当する障がい児で、次の支給要件に該当する方に支給されます。

- ◆支給要件 ①施設に入所していないこと
  - ②市内に引き続き3か月以上住所を有していること
  - ③障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当を受給していない こと
  - ④障がい者本人及び生計を一にする同居親族が、市民税非課税であること
  - ※障がい者本人が20歳以上の場合に限ります。
- ◆支給金額 年額48,000円(20歳未満)

年額36,000円(20歳以上)

7月、11月、3月に前月までの4か月分を支給

◆窓 □ 福祉支援課 福祉給付係

(内線: 2164~2166 FAX:0263-52-7732)

# (5) 重度心身障害者家庭介護者慰労金

重度心身障がい者と同居し、前年の 11 月 1 日から当該年の 10 月 31 日までの間に 180 日以上在宅で介護している方に支給されます。

- ◆支給要件 ・特別障害者手当の対象又はこれと同等程度以上の障がいがある者と 同居している方
  - ・180日以上在宅で介護している方
- ◆支給金額 年額80,000円(12月に支給)
  - ※要介護者が死亡した場合、90 日以上在宅で介護していた方に年額 40,000円を支給。
- ◆窓 □ 福祉支援課福祉給付係(内線:2164~2166 FAX:0263-52-7732)

# (6) 特別児童扶養手当

精神又は身体に障がいのある在宅の児童(20歳未満)を監護する父もしくは母、又は父母に代わって児童を養育している方に支給されます。

- ◆障害程度 1級…おおむね身体障害者手帳 1・2級又は療育手帳A1、A2 2級…おおむね身体障害者手帳 3級又は4級の一部、療育手帳B1 (他にも該当になる場合あり)
- ◆支給金額 1級…障がい児1人につき 月額56,800円 2級…障がい児1人につき 月額37,830円 ※4月、8月、11月に4か月分を支給します。
- ◆窓 □ 福祉支援課福祉給付係(内線:2164~2166 FAX:0263-52-7732)

# (7) 児童扶養手当

- ◆受給資格者 次の条件にあてはまる18歳に達した年の年度末までの児童を監護 している父、母や、父、母にかわってその児童と同居し、養育して いる人です。なお児童が18歳に達した場合で、心身に中程度以上 の障がいを有する場合は、20歳未満まで手当が受けられます。
  - ・父母が離婚した後、父または母と別れて生活している児童
  - ・ 父または母が死亡した児童
  - ・父または母が重度の障がいの状態にある児童
  - 1年以上にわたり、父または母が法令により拘束されている児童
  - ・ 父または母が生死不明の児童
  - 1年以上にわたり、父または母から遺棄されている児童
  - 母が婚姻によらないで生まれた児童
  - ・ 父または母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する 法律による保護命令を受けた児童

#### ◆手当の額

× 5	۷_			児童加算額	
	J	力		第2子以降1人につき	
全部支給の場	合	45, 5	円00%	10,750円	9
一部支給の場	合	所得額に応じて 45,490~10,7	40円	所得額に応じて 10,740~5,380円	9

- ※一定の所得以上の方には支給されません。また、一部支給は所得に応じて月額45,490円から10,740円まで10円きざみの額です。ただし次のいずれかに該当する場合は支給されません。
  - ・児童が施設等に入所等している場合
  - ・児童が父または母の配偶者(内縁関係も含む)に養育されているとき
  - 日本国内に住所がない場合など
- ◆支 給 月 5月・7月・9月・11月・1月・3月
- ◆窓 ロ こども未来課こども未来応援係(直通:52-7313)(FAX:52-0642)

# (8) 心身障害者扶養共済

心身障がい者を扶養している方に万一のことがあった場合、残された障がい者に 対して年金を終身支給する制度です。

- ◆加入要件 身体障害者(手帳1~3級)、知的障がい者、精神障がい者を扶養 する保護者(県内在住65歳未満)※健康状態等の要件有り。
- ◆掛 金 加入年齢により、1口月額9,300円~23,300円(上限2口) ※4月1日時点での年齢です。2月ごろに切り替わりますので、ご注意ください。 ※世帯所得等に応じた減免(県の制度)、掛金の補給金制度があります(市の制度)。
- ◆支給金額 ・年金月額20,000円(1□)
  - 1年以上加入し、障がい者が加入者より先に死亡したとき 【弔慰金】50、000円~250、000円(1口)
  - 5年以上加入し脱退したとき【脱退一時金】75,000円~250,000円(10)
- ◆窓 □ 福祉支援課障がい福祉係(内線:2115~2116 FAX:0263-52-7732)

# (9) 難病患者見舞金

塩尻市に引き続き1年以上住所を有し、県で発行している特定医療費(指定難病) 受給者証、特定疾患医療受給者証、長野県特定疾病医療受給者証又は小児慢性特定 疾病医療受給者証をお持ちの方に見舞金を支給します。

- ◆支給金額 10,000円
- ◆申請期間 1月~2月末
- ◆窓 □ 福祉支援課福祉給付係(内線:2164~2166 FAX:0263-52-7732)

# 2 医療・補装具・日常生活用具)

# (1)後期高齢者医療保険(65歳以上の一定の障がいのある人)

65~74歳で一定の障がいのある人は、後期高齢者医療に加入できます。加入すると、現在加入中の健康保険より医療機関等の窓口での負担割合が低くなる場合があります。ただし、世帯構成によっては保険料が高くなる場合もあります。加入を希望する人は、事前にご相談のうえ、申請してください。なお、加入は長野県後期高齢者医療広域連合の認定後、申請日からとなります。さかのぼっての認定はできません。

- ◆申請ができる人 65~74 歳で次のいずれかに該当する人
  - ○身体障害者手帳の1~3級または4級の一部の人
  - ○精神障害者保健福祉手帳の1、2級の人
  - ○療育手帳のA (重度)の人
  - ○国民年金などの障害年金1、2級を受給している人
- ◆必要書類 ○本人確認書類(運転免許証またはマイナンバーカードなど)
  - ○各種障害者手帳または障害年金証書など
- ◆窓 □ 市民課 国保年金係(O263-52-O772)

#### (1) 福祉医療費の給付

医療機関、薬局等の窓口で支払った保険適用診療の自己負担分の一部を助成します。

- ◆対 象 ・身体障害者手帳1~4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を お持ちの方
  - ・65 歳以上で、国民年金法施行令別表に定める程度の障がいの状態にある方
  - ・戦傷病者手帳特別項症~第4項症をお持ちの方
  - 身体障害者手帳4級以下で常時介護を必要とする20歳以上の方
  - 特別児童扶養手当に該当する障がい児
  - ※18歳以上の方は所得制限があります。
  - ※身体障害者手帳4級は本人が所得税非課税である場合に限ります。
  - ※上記対象の外に、高校3年生(18歳)までの児童、18歳未満の児童を養育する母子・父子家庭、父母のいない18歳未満の児童も対象となります。

詳しくは、窓口にお問い合わせください。

◆助 成 額 医療機関、薬局等の窓口で支払った保険適用診療の自己負担分から 受給者負担金(医療機関等が作成した診療報酬明細書ごと 500円) を差し引いた額

> 加入医療保険による高額療養費等の給付を受ける場合は、その額も 差し引いた額

- ◆そ の 他 障害者手帳交付月の1日から対象になります。
- ◆窓 □ 福祉支援課 福祉給付係

(内線: 2164~2166 FAX:0263-52-7732)

#### (2) 自立支援医療の給付

身体上の障がいを除去したり、程度を軽くするために必要な医療を給付します。 ア 更 生 医 療…18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方が、その障がいを軽く したり、取り除いたりして、職業能力の増進や日常生活を容易に するための医療給付です。

- イ 育 成 医 療…障がいや病気のある 18 歳未満の児童に対して、早期治療を施 し、将来生活をしていくために必要な能力をもたせるための医療 給付です。なお、身体障害者手帳は必要ありません。
- ウ 精神通院医療…精神疾患を患っている方が、その疾患を治療するために通院する ための医療給付です。精神障害者保健福祉手帳は必要ありません。
- ◆自己負担 原則1割(所得状況に応じて月の負担上限額が設けられています) 詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。
- ◆窓 □ 福祉支援課 障がい福祉係 (内線:2115・2116・2123 FAX:0263-52-7732)

# (3) 補装具の交付と修理

身体障害者手帳をお持ちの方又は難病患者等の方は、障がいの内容や程度により、 補装具の交付又は修理が受けられます。種目により、県の判定や担当医の意見書が 必要な場合があります。購入前に申請が必要です。事前に担当にご相談ください。 ※介護保険に該当される方・種目は、介護保険制度を優先してご利用ください。

- ◆自己負担 課税世帯:1割、非課税世帯:0割
  - ※市民税所得割 46 万円以上の世帯は制度の対象外です。
  - ※基準額(各種目ごと国が設定)を超えた額は自己負担となります。
- □ 福祉支援課障がい福祉係(内線: 2115 2116 FAX: O263 52 7732) ◆窓

区分	種目	名称		耐用 年数	区分	種目	名称		耐用 年数
	義肢(義足·義	手) (注3	)	~5		視覚障害者	普通用	繊維複合材料	
		肢・体幹・靴型) (注:	3)			安全つえ		木材	2
	P-17-1-1-1	肢・体幹・靴型)レディメイド		~3				軽金属	5
	姿勢保持装置			3			携帯用	繊維複合材料	
	237777722	高度難聴用ポケット型		_				木材	2
		高度難聴用耳かけ型	$\neg$					軽金属	
		重度難聴用ポケット型	$\overline{}$				身体支持		4
		重度難聴用耳かけ型	$\neg$			義眼	義眼(レデ	イメイド)	
	補聴器	耳あな型(レディメイド)	$\neg$	5				ダーメイド)	2
		耳あな型(オーダーメイド)	$\dashv$			眼鏡	矯正用	6D未満	
		骨導式ポケット型	$\neg$				,,,,,	6D以上10D未満	1
		骨導式眼鏡型	$\dashv$					10D以上20D未満	1
		自走用						200以上	1
		リクライニング式自走用	$\neg$				遮光用	前掛式	1
		ティルト式自走用	$\overline{}$					掛けめがね式	4
	※ 車椅子	リクライニング・ティルト式自走用	$\Box$					6D未満	1
	自走用	手動リフト式自走用						6D以上10D未満	1
Α	(既製品は市	前方大車輪型	$\overline{}$					10D以上20D未満	1
	町村判断で	リクライニング式前方大車輪型	$\overline{}$		В			200以上	1
	可)	片手駆動型	$\neg$				コンタクトし	ノンズ	2
		リクライニング式片手駆動型	$\dashv$				弱視用	掛けめがね式	
		レバ一駆動型	$\overline{}$					焦点調整式	4
		介助用	$\overline{}$				六輪型		
	車椅子	リクライニング式介助用	$\neg$	6		步行器	四輪型(腰	(掛付)	1
	介助用 (既製品は市町	ティルト式介助用	$\neg$				四輪型(腰	掛なし)	1
	村判断で可)	リクライニング・ティルト式介助用					三輪型		5
		標準形低速用(4.5km/h以下)					二輪型		1
		標準形中速用(6.0km/h以下)					固定型		
		簡易形切替式					交互型		
		アシスト	式			座位保持椅子	(児のみ)		
	電動車椅子	リクライニング式標準形				起立保持具(リ	見のみ)		3
	电动平何了	電動リクライニング式標準形				頭部保持具(リ	見のみ)		
		電動リフト式標準形				排便補助具(リ			2
		電動ティルト式標準形				15 /= 1-5 F1	松葉づえ	木材 A 普通	2
		電動リクライニング・ティルト式標準	丰形			歩行補助つえ		B伸縮	
	重度障害者用	簡易なもの						軽金属 A 普通	
	意思伝達装置	簡易な環境制御機能が付加された						B 伸縮	]
	(文字等走査入	高度な環境制御機能が付加された	もの	5				ン・クラッチ	4
	力方式)	通信機能が付加されたもの					ロフストラ	ンド・クラッチ	
L	重度障害者用:	意思伝達装置(生体現象方式)					多脚つえ		
		義肢・装具の耐用年数は、成長 年6か月です。	に合	わ			プラットホ-	ーム杖	

せて4か月~1年6か月です。

# (4) 日常生活用具の給付

在宅の重度心身障がい者等に対して、日常生活の便宜を図るための日常生活用具を給付します。(市民税所得割46万円以上の方は全額自己負担となります。)

- ※購入前に申請が必要です。事前に担当にご相談ください。
- ※介護保険に該当される方・種目は、介護保険制度を優先してご利用ください。
- ※難病患者により申請される方は、医師の診断書又は特定疾患医療受給者証等で確認させていただきます。
- ※施設入所中、入院中の場合、給付に制限がある場合があります。
- ◆自己負担 課税の方:1割、非課税の方:O割 ※上限額を超えた額は自己負担。
- ◆窓 □ 福祉支援課障がい福祉係(内線: 2115 2116 FAX: 0263 52 7732)

		給付限度			給	计条件		耐用
	種目	額	障害種 別	障害 等級	年齢	その他	対象となる機器	年数
			下肢・ 体幹	2級 以上		寝返りや起き上がりができない 方	使用者の頭部及び脚部 の傾斜角度を個別に調	
	特殊寝台	200,000 円	難病	_	6歳 以上	寝たきりの状態にある方	整できる機能を有するもの。サイドレール、ベッド 用手すり、ベッドサイドテーブル等の付属品は給 付限度額に含む。ただし、マットレスは含まない。	8 年
			下肢• 体幹	2級 以上		寝たきりの状態にある方又は	ウレタンフォーム等の特 殊な素材により体圧分散	
	特殊マット	30,000 円	知的	Α1	3歳 以上	自力での排泄が困難な方	を行うもので褥瘡を防止 できる機能を有するもの 又は失禁等による汚染又	5 年
			難病	_		寝たきりの状態にある方	な損耗を防止できる機能を有するもの	
		100,000	下肢• 体幹	1級	3歳	ー日の大半を寝たきりで過ご すため、医師により褥瘡予防	空気圧の切り替えにより 体圧分散を行うもので、	5
介 護・ 訓	エアーマット	円	難病	_	以上	が必要と認められる方(エアーマットが必要な理由が明記された医師の意見書必要)	褥瘡を予防できる機能を 有するもの	年
練支	特殊尿器	67,000 円	下肢• 体幹	1級	6歳	寝たきりのため下着交換に常 時介護を必要とする方	自動的に尿を吸引することができるもので、障害者	5
援用	14 7/4 7/4 141	07,000 11	難病	_	以上	自力で排尿できない方	又は介護者が容易に使 用できるもの。	年
具	入浴担架	82,400 円	下肢• 体幹	2級 以上	3歳 以上	入浴にあたって常時介護を必要とする、座位保持もしくは起き上がりのできない方	障害者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもので安全性が確保されているもの	5 年
			下肢• 体幹	2級 以上		下着の交換等に他人の介助を 要する児者	空気パッド等を身体の下に挿入して、てこ、空気圧	
	体位変換器	15,000 円	難病	_	6歳以上	寝たきりの状態にある方	その他の動力を用いることにより、仰臥位から側 臥位への体位交換を容 易に行うことができるも の。ただし、専ら体位を保 持するためのものは除く。	5 年
			下肢・ 体幹	2級 以上		移乗又は立ち上がりのできな い方	障害者(児)を移動させる に当たって、介護者が容	
	移動用リフト	159,000 円	難病	_	3歳 以上	下肢又は体幹機能に障害のある方	易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4 年

	訓練いす	33,100 円	下肢· 体幹	2級 以上	3歳 以上 18歳 未満	_	立ち上がりや座位保持の 能力を高めるために必要 な訓練機能を持つもの。 原則として付属のテーブ ルをつけるもの	5 年
	訓練用ベッド	159,200 円	下肢•体幹	2級 以上	6歳 以上 18歳 未満	― 下肢又は体幹機能に障害のあ	腕又は脚の訓練ができる 器具を備えたもの	8年
			難病	_	_	る方		
			下肢•				入浴時の移動、座位の保持、浴槽の出入り等を保持でき、障害者又は介助者が容易に使用できるもので、次に掲げるもの。た	
自立生活	入浴補助用 具	90,000 円	難病	_	3歳以上	入浴に介助を要する方	だし、設置にあたり住宅改修を伴うものは除く。①入浴用いす②浴槽用手すり③浴槽のみに腰かけて利用する台であって、浴槽への出入りのためのもの)⑤浴室内すのこ⑥浴槽内すのこ⑦入浴用マット⑧入浴・シャワー用車いす	8 年
一支援用具			下肢•	2級 以上			ポータブルトイレなど、手 すり付きの腰掛式のもの で、安全性に配慮され障 害者が容易に使用できる	
	便器	21,600円	難病	_	6歳以上	常時介護を要する方	もので、次に掲げるもの。 取り替えにあたり住宅 修を伴うものは除く。 ①和式便器の上に置いて 腰掛式に変換するもの② 洋式便器の上に置いて高 さを補うもの③電動式に又ら ち上がる際に補助できる 機能を有しているもの。移 動可能である便器	8 年
	T字状・棒状 のつえ	3,150 円	平衡• 下肢• 体幹	_	_	歩行の際につえが必要な方	_	3 年
自立生活志				家庭内の移動等において介助 対象者の身体機能の状 を要する方 態を十分踏まえた必要な 強度と安定性のあるもの で、転倒予防、立ち上がり 不可欠であること」が明記され た医師の意見書必要) 輔助、段差解消などの機				
支援用具	移動·移乗 支援用具			60,000 円		_	3歳以上	下肢が不自由な方 (搬送器具の場合は、「日常生活における移動に当該器具が 不可欠であること」が明記された医師の意見書必要)

	頭部保護帽	レデ <sup>*</sup> ィメイト <sup>*</sup> 12,160 円 オータ <sup>*</sup> ーメイ	平衡・下肢・体幹	_	_	障害により転倒の恐れがある 方	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの(ヘルメットを	3 年
		カーダーメ1 ト 36,750 円	精神			てんかんの発作等により頻繁 に転倒する恐れのある方	含む)	#
	特殊便器	151,200 円	上肢 知的 難病	2級 以上 A1	6歳 以上	自分で排便の後始末ができない方 上肢機能に障害があり自分で	ウォシュレット等、温水温 風を出すことができ、排便 処理ができるもの。ただ し、取り替えにあたり住宅 改修を伴うものを除く。	8 年
	火災警報器	給付上限 2 台 15,500 円	身体知的精神	2級 以上 A1 1級	_	排便の後始末ができない方 単身世帯、障害者のみの世帯 またはこれに準ずる世帯に属 する方	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの	8 年
	自動消火器	28,700円	身体 知的 精神 難病	2級 以上 A1 1級	_	単身世帯、障害者のみの世帯 またはこれに準ずる世帯に属 する方	室内温度の異常上昇及 び炎の接触で自動的に 消火液を噴射し、初期火 災を消火できるもの	8 年
	電磁調理器	41,000円	視覚 知的 精神	2級 以上 A1 1級	18 歳 以上	単身世帯、障害者のみの世帯 またはこれに準ずる世帯に属 する方	音声案内機能や安全装置などがあり、障害のある方でも容易に使用することができるもの	6 年
	歩行時間延 長信号機用 小型送信機	7,000 円	視覚	2級 以上	6歳 以上	_	施設等に設置されている 送信機の案内を受信でき るもの、または信号機に 設置されている受信機に 歩行時間延長信号を送 信できるもの	10 年
	聴覚障害者 用屋内信号 装置	87,400 円	聴覚	2級 以上	18歳 以上	単身世帯、障害者のみの世帯 またはこれに準ずる世帯に属 する方	音、声音等を視覚、触覚 等により知覚できるもの で、回転灯、閃光、振動 等に情報を変換し、知覚 させる機能を有するもの	10 年
	特殊食器 (皿、スプー ン、箸等)	10,000 円	上肢	2級 以上	6歳 以上	_	障害者が容易に使用でき るもの	2 年
在宅	透析液加温器	51,500円	腎臓	3級 以上	_	自己連続携行式腹膜灌流法 (CAPD)による透析療法を行っている方	自己連続携行式腹膜灌 流法に使用する人工透 析液を安全に加温し、一 定温度に保つことができ るもの	5 年
七療養等支援	酸素ボンベ運搬用具	17,000 円	呼吸器	_	_	医療保険における在宅酸素療法を行う方	在宅酸素療法に用いる 酸素ボンベが運搬できる 機能を有しており、障害 者が容易に使用できるも の	10 年
版 用 具	視覚障害者 用音声式体 温計	9,000 円	視覚	2級 以上	_	単身世帯か障害者のみの世 帯に属する方	音声等による案内機能を 持つもので障害者が容易 に使用できるもの	5 年
	視覚障害者 用体重計	18,000 円	視覚	2級 以上	_	単身世帯か障害者のみの世 帯に属する方	音声等による案内機能を 持つもので障害者が容易 に使用できるもの	5 年

	視覚障害者用血圧計	15,000 円	視覚	2級 以上	_	単身世帯か障害者のみの世 帯に属する方で、疾患上継続 して測定が真に必要と医師が 認めた方(医師の意見書必 要)	音声等による案内機能を 持つもので障害者が容易 に使用できるもの	5 年
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキ	157,500 円	呼吸器 脳原性 運動機 能障害	3級 以上 2級 以上	_	人工呼吸器を装着している方 又は生命維持のために常時装 着が不可欠であると医師が認 めた方(人工呼吸器未装着者 は「生命維持のために常時装	障害者及び介護者が容 易に使用できるもの	8年
	シメーター)		難病	_		着が必要であること」が明記された医師の意見書必要)		
			呼吸器	3級 以上		_		
			肢体	1級				
			呼吸器	4級				
	ネブライザ	36,000 円	肢体	2級	_	医師により給付が必要と認め	薬液を霧状に噴霧する機 能を持つもので、障害者	5
在	一(吸入器)	30,000   1	呼吸器 以外の 内部	1級		られた方 (必要性が明記された医師の 意見書必要)。ただし、喉頭摘	が容易に使用できるもの	年
宅			音声•	4級		出による音声・言語機能障害 者の場合は不要。)		
療養			言語 難病	以上		省の場合は小安。/		
等支			呼吸器	3級				
援			肢体	以上 1級		_		
用具				***				
	電気式たん  吸引器		呼吸器 肢体	4級		F 67 1- 1 11/6 / 1 18 N = 1 57 14	口腔・気管内の痰を吸引	
	(ネブライザ	56,400 円	放体 呼吸器	2級	_	医師により給付が必要と認め られた方	する機能を持つもので、 障害者が容易に使用でき	5 年
	一兼用機も   含む) 		以外の 内部	1級		(必要性が明記された医師の 意見書必要)。ただし、喉頭摘 出による音声・言語機能障害	るもの	-
			音声・言語	4級 以上		者の場合は不要。)		
			難病				携帯式で、言葉を音声又	
	携帯用会話 補助装置	98,800 円	音声言 語·肢 体	_	_	発声発語に著しい障害を有し、口話、筆談、手話等によるコミュニケーションが困難な方	は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用できるもの	5 年
情	情報・通信	100,000	視覚	2級 以上	6歳	パソコンの使用に特殊なソフト を必要とする方	パソコンを操作する際に必要となる画面音声化、画面拡大等のソフトウェア	3
報意思疎逐	支援用具	円	上肢	2級 以上	以上	パソコンの使用に特殊な入出 カ装置を必要とする方	インテリキー、ジョイスティック、タッチスイッチ等の 周辺機器で入出力を補 助する機能を有するもの	年
通支援	点字ディス プレイ	383,500 円	視覚	2級 以上	6歳 以上	コミュニケーション、緊急連絡 の手段として必要と認められる方	文字等のコンピュータの 画面情報を点字により示 すことができるもの	6 年
用具	点字器	10,400 円	視覚	_	6歳 以上	点字の利用が可能な方	点字を打つための用具で、点字用紙をはさんで固定する板と点字を打つための定規及び点筆を組み合わせたもの	7 年
	点字タイプラ イター	63,100 円	視覚	2級 以上	6歳 以上	就学、就労中又は就労見込み の方	視覚障害者が容易に使 用できるもの	5 年

	視覚障害者 用ポータブ ルレコーダ ー	85,000円	視覚	2級 以上	6歳以上	文字を読むことが困難な方	音声等により操作ボタンが知覚若しくは認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用できるもの	6 年
	視覚障害者 用活字文章 読み上げ装 置	99,800 円	視覚	2級 以上	6歳 以上	文字を読むことが困難な方	文字情報と同一紙面上 に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換 して出力する機能を有するもの	6 年
	視覚障害者 用拡大読書 器	198,000 円	視覚		6歳 以上	文字を読むことが困難な方 (網膜投影型の場合は、必要性・有効性が明記された医師 の意見書必要)	画像入力装置によって読みたいもの(印刷物等)が簡単に拡大された画像(文字等)としてモニターに映し出されるもの(網膜投影型を含む)。	8年
	視覚障害者 用音声読書 器	198,000 円	視覚	_	6歳 以上	文字を読むことが困難な方で 視覚障害者用拡大読書器の 使用が困難な方	装置の上に印刷物等を 置くことによって、文字を 音声で読み上げる機能を 有するもの	8 年
	拡大鏡(ル ーペ)	7,000 円	視覚	_	6歳 以上	文字を読むことが困難な方	視覚障害者が容易に使 用できるもの	8 年
	音声 IC タグ レコーダー	59,800 円	視覚	2級以上	6歳以上	単身世帯、視覚障害者のみの 世帯またはこれに準ずる世帯 に属する方	視覚問題を では、 では、 では、 のでのは、 のでのは、 のでのは、 のでのは、 のでのできまでのできまででででいる。 のでのできまでででいる。 のでのできまででできますが、 のでは、 のできまでできますが、 のできまでできますが、 のできまでは、 のできまでは、 のできまできますが、 のできまでいる。 のでは、	8 年
	地デジ対応 ラジオ	29,000 円	視覚	2級 以上	6歳 以上	単身世帯、視覚障害者のみの 世帯またはこれに準ずる世帯 に属する方	地上デジタル放送を受信 できるラジオで、視覚障 害者(児)が容易に使用 できるもの	6 年
	視覚障害者 用腕時計	13,300 円	視覚	2級 以上	18 歳 以上	_	触読又は音声による案内 により、現在時刻等の確 認ができるもの	10 年
情 報· 意	視覚障害者 用置時計	7,500 円	視覚	2級 以上	18 歳 以上		音声による案内により、 現在時刻等の確認がで きるもの	10 年
思疎通支援田	聴覚障害者 用通信装置	50,000円	聴覚・ 音声言 語	_	6歳 以上	聴覚・音声言語に著しい障害 を有し、コミュニケーション、緊 急連絡の手段として必要と認 められる方	一般の電話回線に接続 する機器で、FAXやTV 電話など、音声の代わり に文字等により通信が可 能なもの	5 年
用具	聴覚障害者 用情報受信 装置	88,900 円	聴覚	_	_	本装置により文字放送の視聴 が可能になる方	字幕及び手話通訳付き の聴覚障害者用番組並 びにテレビ番組に字幕及 び手話通訳の映像を合	6 年

							成したものを画面に出力 する機能を有し、かつ、災 害時の聴覚障害者向け 緊急信号を受信するもの	
	人工内耳体 外部装置	200,000 円	聴覚	_	_	現に人工内耳を装用している 聴覚障害者(児)であって、医 療機関より医療保険等の給付 制度を利用して本装置の買い 替えができないと判断された 方。ただし、本人の故意による 破損を理由とする場合を除く。	スピーチプロッセッサなど の外部装置で対象者が 容易に使用できるもの	5 年
	人工内耳イ ヤモールド	補種 種 は は は は は は は の の な の な の な あ の な あ の で の で の で で の に で の で の に で の に で が の に で が に で が に で が に の に で が に の に に の に に に に に に に に に に に に に	聴覚	_	_	現に人工内耳を装用している 聴覚障害者(児)であって、修 理・交換を要する方。(人工内 耳を使用していることがわかる 診断書または医師の意見書が 必要)	耳の形状に合わせて作ら れるオーダーメイドのもの	_
	人工喉頭	72,200 円	音声・言語	4級 以上	_	喉頭摘出者	喉頭の代わりに音源を口腔内に導き、構音化することができるもの。または、電気的に音声を拡大する等により発声の補助を行うもの	5年
	埋込型人工	23,760 円 ※1 か月 あたりの 価格	音声· 言語	4級 以上	_	喉頭摘出者	HME カセット、ベースプレート(アドヒーシブ) 及び気管孔装着用アクセサリー	
	点字図書	墨字で出版されている図書と点字図書の差額を給付	視覚	_	6歳 以上	点字の利用が可能な方	活字を点字に翻訳したもの	
排泄管理支	紙 おむむ ( 紙 お ま り し 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	12,360円※1か月	肢 ぼ う i 腸	_	3歳	次のいずれかに該当する方 (初回申請時及び18歳に医 してから最初の申請時は医 意見書しくはストマ周辺の 変形もしくはストマ周辺の を 変形もしくはるのか、方 の できなよんできない で きない による高度の排尿 大 性鎖肛による高度の排尿 大 で 機能障害のある方 の 機能 に対する に 対する に と り に り に り に り に り に り に り に り に り に	排泄にあたり必要とする もので、下記に掲げるも の①紙おむつ②洗腸用	
支援用具	洗腸用具、 サラシ・ガー	(紙おむつ、 12,360 円 洗腸用具、 ※1 か月 サラシ・ガー あたりの ぜ等衛生用 価格		_	以上	運動機能障害により排尿もしくは排便の意 思表示が困難な方で、以下のすべてを満たす方①身体障害の原因が次の疾病等による方(脳性麻血、髄膜炎、脳炎、頭蓋内出、低酸炎、脳炎、頭部外傷、低血糖症、核黄疸)②上記の発生時期が6歳とである方法によっても、排尿もしくは排便の意思表示ができない方	具③サラシ④ガーゼ⑤尿 取りパッド⑥おしり拭き⑦ 保湿剤	

		11,639 円				(ア 自力でトイレに行けない、 イ 自力で便座(排便補助用 具の使用を含む)に座ることが できない、ウ 介助による定時 排泄ができない) ストマを造設されている方(スト		
	蓄尿袋	※1 か月 あたり	ぼうこ う・直	_	_	マ造設箇所が複数ある場合 は、造設箇所数分を支給対象	パウチ(ストマ袋)とそれを 固定するために必要な付	
	蓄便袋	8,858 円 ※1 か月 あたり	腸·小 腸	_	_	とする。ただし、ストマ造設箇所 が複数あることが確認できる医 師の診断書必要)	属品や消耗品(別表のと おり)	
	収尿器	8,500 円	ぼうこ う	_	_	脊椎損傷、二分脊椎等によ り、自力での排尿が困難な方	寝た状態のまま又は座位 のままで利用できる採尿 器と畜尿袋が一式になっ ているもの	1 年
住宅改作	居宅生活動作補助用具	200,000 円	下体乳期行病よ動障肢幹幼非性変る機害・・児進脳に運能	3級以上	6 8 6 5 歳	特殊便器への取替えをする場 合は上肢障害2級以上の方	障害者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものとし、次に掲げる工事を対象とする。①手すりの取り付け②床段差の解消 ③滑り防止及び移動の円滑化のための床	
修 費			内部障害	_	未満	内部障害により車イスの給付 を受けている方	更④引き戸等への扉の 取り替え⑤洋式便器等へ の便器の取り替え⑥その 他前各号の住宅改修に	
			難病	_		下肢又は体幹機能に障害のある方	付帯して必要となる改修。なお、給付は原則1 住宅当たり1回限り。	

#### ■塩尻市独自のもの

	種目	給付限度額	給付条件	耐用 年数
在宅療養等支援用具	正弦派インバーター発電機(ガソリン等で作動する発電機)ポータブル電源(蓄電機能を有する電源装置)DC/ACカーインバーター(自動車用バッテリー等の直流電流を正弦派交流電流に交換する装置)	100,000 円	在宅で電源を要する医療機器が不可欠な医療的ケア児、呼吸 器機能障害4級以上の者又は難病患者 ※人工呼吸器、痰吸引、その他医師が必要と認めた医療的ケ アが必要な人が対象です(申請には医師の意見書が必要)。	10 年

# 3 障害福祉サービス

障害者総合支援法による障害福祉サービスが利用できます。

発達障がい、高次脳機能障がい、難病患者等(医師の診断書又は特定疾患医療 受給者証等で確認)も含まれます。

※原則として65歳以上の方は、障害手帳を所持していても、介護保険が優先になります。また、40~64歳の方で、老化が原因とされる特定疾病により、介護が必要であると認定された方(2号)も介護保険が優先となります。

# (1) 利用の流れ

利用者がサービスを選択し、事業者等と契約してサービスを利用します。

① 相 談

□ 申 請

市や相談支援事業者が、障害福祉サービスに係る相談を受けます。

申請書に必要事項を記入して、市の窓口に提出します。(申請書は塩尻市ホームページからダウンロードできます。)

③ 調 査

申請に基づき、障害支援区分の調査を行います。また、サービス利用の意向を聴取します。

④ 審査・判定

調査内容に基づき、審査会において障害支援区分が決定されます。

⑤ サービス等 利用計画案 指定特定相談支援事業所が、障がい者の心身の状況・ 環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定め た計画案を作成します。

⑥ 支給の決定

本人の意向、障害支援区分及びサービス等利用計画案により、サービス利用の支給を決定し、受給者証を交付します。

⑦契 約 サービス利用 の開始 受給者証をサービス提供事業者に提示し、契約の上、サービスを利用します。

⑧ モニタリング

指定特定相談支援事業所は、期間ごとにサービスの利用状況等を検証し、計画の見直しを行います。

# (2) サービスの内容

障害福祉サービスには、障害認定の支援区分によって利用できないサービスもありますので、詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

# ① 訪問系サービス(居宅における生活を支援するためのサービス)

サービス名	サービスの内容
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由があり常に介護が必要な方に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方に、移動時及 びそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の支援や移 動の援護などを行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより、行動が困難で常に介護が必要な方に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。
重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とする方の中でも、介護の必要性が著しく高い方に、居宅介護などの複数のサービスを包括的に提供します。
短期入所	自宅で介護を行う方が病気等の場合に短期間、障害者支援施 設等で、入浴、排泄、食事の介助などを行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホームから単身生活に移行した方 や現に単身生活を営む方等に、自立した日常生活を送れるよ う、定期的な巡回訪問、相談、助言、各所との連絡調整、情 報提供等を行います。

#### ② 日中活動系サービス(日中活動を支援するためのサービス)

サービス名	サービスの内容
療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な方に、病院などの施設で、日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。
生活介護	常に介護が必要な方に、日中に障害者支援施設等で入浴、排 泄、食事の介助や創作的活動などの機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活が送れるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定期間、支援計画に基づき行います。
就労移行支援	就労を希望する方に、就労に必要な知識や能力の向上のため の訓練や職場実習などを、一定期の支援計画に基づき行いま す。
就労継続支援 (A型、B型)	一般企業等に雇用されることが困難な方に、働く場の提供や 就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を利用してから一般企業等に雇用され、6ヶ月経過した方に、以降の就労の継続を図るため、各所との連絡調整、日常生活や社会生活における問題に関する相談や助言等の支援を行います。

#### ③居住支援系サービス(夜間の居住を支援するためのサービス)

サービス名	サービスの内容		
施設入所支援	施設において夜間における入浴、排泄等の介助や日常生活上 の支援等を行います。		
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む方に住居における相談や、日常生活上の援助を行います。		

#### 4計画相談支援

サービス名	サービスの内容
サービス利用支援	障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。
継続サービス利用支援	支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)   を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

#### ⑤地域相談支援

サービス名	サービスの内容		
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18 歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談 による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関と の調整等を行います。		
地域定着支援	居宅において単身等で生活している障がい者等に常時の連絡 体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等 に相談、緊急訪問、その他必要な支援を行います。		

#### ⑥障害児通所支援(児童福祉法)

サービス名	サービスの内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校授業終了後又は休日において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を 行い、保育所の安定した利用を促進します。
居宅訪問型児童発達 支援	重症心身障害児等の通所支援を受けるために外出することが 著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基 本的な動作、指導、知的技術の付与等の支援を実施します。

#### ⑦障害児相談支援(児童福祉法)

サービス名	サービスの内容
障害児支援利用援助	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。
継続障害児支援利用援助	支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング) を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

※サービス利用計画・モニタリングは特定相談事業者が行いますが、障がい児の入所サービス利用については、専門的な判断を行う必要があるため児童相談所で行います。

# (3) その他

◆自己負担 原則1割負担

ただし、所得状況に応じて、月の負担上限額が設けられています。 詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

◆窓 □ 福祉支援課 障がい福祉係(内線:2115・2116・2123)

# 4 在宅生活の支援

障害者総合支援法による障害福祉サービス以外の在宅生活を支援する制度です。 難病患者等(医師の診断書又は特定疾患医療受給者証等で確認)も対象です。

★印の事業は、塩尻市ホームページから申請書をダウンロードできます。

# (1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ★

聴覚障がい者の社会生活における相談、公的機関・医療機関等での用務及び集会等におけるコミュニケーション支援のために、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

- ◆対 象 者 聴覚障がい者及び音声・言語機能障がい者
- ◆利用方法 派遣申請書を提出します。(FAX でも可)
- ◆自己負担 派遣に伴う自己負担はありません。
- ◆窓 □ 福祉支援課 障がい福祉係(内線: 2123 FAX: 0263-52-7732)

# (2)日中一時支援事業 ★

在宅の障がい児・者の介護者が一時的に家庭で介護できないときに、施設等で日 中の介護が受けられます。

- ◆対 象 者 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児
- ◆自己負担 食費等の実費は、自己負担となります。
- ◆利用方法 利用希望の方は、担当窓口に利用登録申請をして、施設等と契約 をして利用することになります。
- ◆窓 □ 福祉支援課 障がい福祉係(内線:2115・2116)

# (3) タイムケア事業 ★

在宅の障がい児・者の介護者が一時的に介護できないときに、隣人や知人又は指定された団体等の介護が受けられます。

- ◆対 象 者 在宅の重度心身障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい者・児
- ◆利用時間 年360時間以内(送迎時間も含む)
- ◆自己負担 食費等の実費は、自己負担となります。
- ◆利用方法 利用者及び介護者の登録を行います。
  - ※障害手帳及び印鑑を窓口へお持ちください。
- ◆窓 □ 福祉支援課 障がい福祉係(内線:2115・2116)

# (4) 地域活動支援センター ★

通所により、創作活動、生産活動などの共同作業訓練等を行います。随時、見学、体験実習を行っていますので、担当窓口へご相談ください。

- ◆利用方法 市に利用登録申請をします。
- ◆窓 □ 福祉支援課 障がい福祉係(内線:2115・2116)

# (5) 訪問入浴サービス事業 ★

家庭での入浴が困難な重度身体障がいの方に対して、訪問入浴を行います。 なお、介護保険に該当される方は、原則として介護保険のサービスを優先します。

- ◆自己負担 光熱水費等の実費は自己負担となります。
- ◆窓 □ 福祉支援課 障がい福祉係(内線:2115・2116)

# (6) 障がい者にやさしい住宅改良促進事業

身体障がい者が、日常生活の一部を自力で行えるよう浴室、台所、トイレ等の改修に要する経費を補助します。

- ◆対象者 身体障害者手帳 1~6級の65歳未満の方で、世帯全員の申請日の 属する年度(4~6月は前年度)における市町村民税の所得割が非 課税の方(ただし、4~6級は独居者又は常時介護する者がいない 方に限る)
- ◆補助金額 70万円以内(自己負担を含む、日常生活用具給付事業及び介護保 険による「住宅改修費」該当分を除く)
- ◆自己負担 原則1割負担
- ◆窓 □ 福祉支援課 障がい福祉係(内線:2115・2116)

# (7) 強度行動障害児者住宅改良促進事業

在宅で生活する一定以上の行動障害がある児、者の住宅に対して、障がいの特性に応じた居室等の改修に要する経費を補助します。

- ◆対象者 障害認定区分が3以上で、その区分の認定調査項目のうち行動関連項目の合計点数が10点以上の方が住む世帯で、世帯全員の申請日の属する年度(4~6月は前年度)における市町村民税の所得割が非課税の方
- ◆補助金額 90万円以内(自己負担を含む)
- ◆自己負担 原則1割負担
- ◆窓 □ 福祉支援課 障がい福祉係(内線:2115・2116)

#### (8) 身体障害者自動車改造費助成事業

身体障害者手帳をお持ちの方が自動車を改造する場合、改造に要する経費を助成します。改造前に必ず担当窓口にご相談ください。

- ◆要 件 自ら所有し運転する自動車の手動装置等の一部を改造すること によって、社会参加が見込まれる方
- ◆助成金額 改造費に要した経費(10万円を限度)
- ◆窓 □ 福祉支援課 障がい福祉係(内線:2115・2116)

# (9)身体障害者自動車運転免許取得助成事業

身体障害者手帳をお持ちの方が自動車の運転免許を取得する場合、その取得に要する経費の一部を助成します。教習所へ申込をする前に、必ず窓口へご相談ください。

◆要 件 自動車運転免許を取得することにより、社会参加が見込まれる方

◆助成金額 免許取得に要した経費の 2/3(10万円を限度)

◆窓 □ 福祉支援課 障がい福祉係(内線:2115~2116)

◆その他 予備適性検査については、中南信運転免許センター

(電話:0263-53-6611) へお問い合わせください。

# (10) ストマ使用者助成事業・腹膜透析助成事業

ストマ用装具を使用している方及び腹膜透析を行っている方に対して、経済的援助を図るため、助成制度を設けています。

◆対象者および助成金額

#### 【ストマ使用者】

- ・身体障害者手帳(ぼうこう・直腸機能障がい)をお持ちで、日常生活用具の 給付制度を利用して購入したストマ用装具を使用している方
- ・1か月の自己負担に対し助成(月4,300円を限度)

#### 【腹膜透析】

- 身体障害者手帳(じん臓機能障がい)をお持ちで、腹膜透析を行っている方
- 衛生材料に要した経費の 1/2 を助成(月 1,000 円を限度)
- ◆その他 申請には、領収書(原本)が必要になります。
- ◆窓 □ 福祉支援課 障がい福祉係(内線:2115~2116)

# (10) 公営住宅の入居

障害者手帳をお持ちの方又はその方と同居する世帯は、優先的に入居できるよう 配慮した入居者選考制度が設けられています(県営住宅のみ)。また、障害者手帳 をお持ちの方は、60歳未満でも単身で入居できる場合があります。

公営住宅の一部には身体障害者専用にバリアフリー等に配慮した部屋が設けられています。

詳しくは、担当窓口へお問い合わせください。

◆窓 □ 【市営住宅等管理窓□】

長野県住宅供給公社塩尻管理センター(総合文化センター1階)

(電話:0263-87-7420)

【県営住宅】

長野県住宅供給公社松本事務所 松本市大字島立 988-1

(電話: 代)0263-47-0240)

# 5 移動支援)

★印の事業は、塩尻市ホームページから申請書をダウンロードできます。

# (1)移動支援事業 ★

在宅の障がい児・者の外出を支援するため、ヘルパーが付き添うなどの移動支援が受けられます。(ただし、通学、通所、通勤など恒常的な利用はできません。)

対象となる方は、障害者手帳、医師の診断書又は特定疾患医療受給者証等で確認 させていただきます。

利用希望の方は、担当窓口に利用登録申請をして、事業所等と契約をして利用することになります。

- ◆対 象 者 外出などの移動に際し、支援が必要な身体障がい者、知的障がい者 精神障がい者、難病の方、障がい児
- ◆自己負担 食費等の実費は、自己負担となります。
- ◆窓 □ 福祉支援課 障がい福祉係(内線:2115・2116) (FAX:0263-52-7732)

# (2) 通所•通園•通院等推進事業

心身障害者施設等へ通所、通園する世帯及び人工透析治療のために通院する方に 対して交通費を助成します。

- ◆対象経費 ア 自家用車又は公共交通機関を利用して、障害児通園施設等へ 通所、通園するために必要な経費のうち、1か月2,000円を 超える額
  - イ 自家用車又は公共交通機関を利用して、人工透析治療のため病院 等へ通院するために必要な経費
  - ウ 県内の心身障がい児・者施設入所者の保護者が帰省、面会時に 利用する有料道路の通行料金
- ◆助成内容 対象経費の1/2以内(イは6万円、ウは4万円が上限)
- ◆窓 □ 福祉支援課 障がい福祉係(内線:2115・2116) (FAX:0263-52-7732)

# (3) 福祉自動車・介護用車いすの貸出

次の要件に該当する方に、車いすに乗ったまま、自動車後部に乗車できる自動車と介護用車いすを貸し出しています。

- ◆対象要件 ・市内に在住又は家族が在住
  - ・車いすでの介助を要し、自力での外出が困難な方
- ◆利用方法 予約及び申請が必要になります。
- ◆窓 □ 塩尻市社会福祉協議会 地域福祉推進センター

(内線: 2212 • 2213 直通電話: 0263-52-2795)

# (4) タクシー利用料金助成事業 ★

自動車税、軽自動車税の減免を受けていない世帯で、次の要件に該当する方は、 タクシー利用料金助成制度を利用できます。(要件のうち、いずれか 1 つに該当していれば申請できます。)

- ◆要 件 ① 身体障害者手帳1,2級をお持ちの方であって、下肢、体幹機能 障がい若しくは視覚障がいの方(個別等級)
  - ② 療育手帳をお持ちの方
  - ③ 上記以外の身体障害者手帳 1、2級(総合等級)又は精神障害者保健福祉手帳 1、2級に該当し、世帯に自家用車をお持ちでない方(民生委員等による証明(署名)が必要になります。)
  - ④ 重度心身障害者
- ◆内 容 (1)通常タクシー(要件①~③に該当する方) 500円分の助成券を年間最大30枚交付
  - (2)寝台タクシー(要件④に該当する方) 1回あたりの乗車運賃の半額(上限8,000円)を年間最 大24回まで償還払いにより支給(支給には寝台タクシー利 用前の事前申請が必要です)

※年度途中に申請があった場合は、申請月以降の該当枚数を交付 又は回数分を支給します。

- ◆利用範囲 通常タクシー助成券を利用できるタクシー会社(次の市内業者のみ) 美勢タクシー㈱・アルピコタクシー㈱塩尻営業所・平成交通筒 ※寝台タクシーは、市内・市外の業者を問わずご利用いただけます。
- ◆申請方法 障害者手帳、印鑑をお持ちください。
- ◆窓 □ 福祉支援課 障がい福祉係(内線:2115・2116) (FAX:0263-52-7732)

# (5) タクシー運賃の割引

障害者手帳をお持ちの方は、タクシー運賃の割引があります。ただし、迎車回送料金、高速料金、駐車料金は対象外です。

- ◆対象者 療育手帳をお持ちの方 身体障害者手帳をお持ちの方 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方(一部事業者のみ)
- ◆割 引 率 1割
- ◆適用範囲 長野県内(県外については、乗車時にご確認ください。)
- ◆利用方法 乗車時に、運転手へ手帳を必ず提示し、適用になるか確認してご乗車ください。

# (6) 鉄道運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、鉄道運賃の割引があります。JRの割引率等は、次のとおりです。

	第1種	第1種・第2種	
	介護者と乗車 単独では割引なし	片道 100 kmを超え て単独で乗車	12 歳未満の方が介護者と乗車
普通乗車券	本人介護者とも 5割引	5割引	
定期乗車券	11		介護者のみ5割引
普通回数乗車券・急行券	11		

◆利用方法 手帳を提示して駅の窓口で購入してください。

◆その他 第1種、第2種の区分は手帳に記載されています。

※身体障害者は、第1種がおおむね重度の方、第2種が中・軽度の方

※知的障がい者は、第1種が A1・A2、第2種が B1・B2 の方

※精神障害者は、第1種が1級、第2種が2・3級の方

◆窓 □ JR 各駅窓□

◆私 鉄 等 JR に準じた割引制度がありますが、詳しい内容は私鉄各社へ お問い合わせください。

# (7) バス運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、次のとおりバス運賃の割引があります。なお、のる一と塩尻を除き、地域振興バスは対象になりません。

区 分 適応範囲		割引率	
普通乗車券	単独又は介護者と乗車する場合	5割引	
定期乗車券	11	3割引	
のるーと塩尻	11	大人のみ5割引き	

◆適用範囲 割引対象とする障がいの種別、介護者の必要性については、各 バス会社の判断によります。

> 各バス会社によって割引制度が異なることがありますので、詳 しくはバス会社へお問い合わせください。

◆利用方法 乗降車時に運転手に障害者手帳を提示してください。

◆その他 回数券、高速バスの割引等については、利用するバス会社へお問い合わせください。

# (8) 有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方で、次の要件に該当する場合には、有料道路通行料金の割引があります。

適応範囲	障害区分	自動車の範囲	割引率
自ら運転する場合全ての身体障害者		障害者本人又はその家族 等が所有する車	t +
介護者が運転する場合	第1種身体障害者 第1種知的障害者	障害者本人、その家族等又 は介護者が所有する車	5割引

◆利用方法

市窓口で、障害者手帳に自動車登録番号等の記載を受け、利用時に料金所で手帳を提示してください。ETC 利用の場合は、市窓口であらかじめ所定の手続きを行うと、割引が適用になります。詳しい割引内容は、有料道路ETC割引登録係へお問い合わせください。(045-477-1233、平日9時~17時)

- ◆注意事項
- ・日本高速道路㈱、道路公社、自治体が管理する高速道路及び一般 有料道路以外では割引対象とならない場合がありますので、料金 所等でご確認ください。
- ETC 無線通行を希望する場合は、障害者手帳に記載されている自動車登録番号の車両以外は適用になりません。
- 介護者が運転する場合は、自動車登録番号等の記載がある「道路 介護」のシールを障害者手帳に貼付することが必要になります。 (第1種の手帳をお持ちの方のみ)
- 有効期限がありますので、その都度更新の手続きが必要となります。
- ETC利用の場合、ETC割引と障害者による割引は、重複して 受けることができません。割引後の料金を比較して安いほうの料 金が適用されます。
- ・営業車は対象となりません。
- ◆実施主体
- 日本高速道路㈱等高速道路等の管理者
- ◆受付窓□
- 福祉支援課 障がい福祉係(内線:2115・2116・2123)

(FAX:0263-52-7732)

◆申請手続

窓口に申請書があります。<u>障害者手帳、車検証、運転免許証(本人</u>**運転の場合**)をお持ちください。

※ETC ご利用の場合は、上記に加えて ETC カード (本人名義)、 ETC 車載器セットアップ申込書・証明書等をお持ちください。

# (9) 国内線航空運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と当該手帳所持 者の介護者(1名まで)の方は、定期航空路線の国内線航空運賃の割引があります。

- ◆航空会社 日本航空㈱、日本トランスオーシャン航空㈱、日本エアコミューター㈱、琉球エアーコミューター㈱、㈱ジェイエア、㈱北海道エアシステム、全日本空輸㈱、ANAウィングス㈱、スカイマーク㈱、㈱AIRDO、㈱ソラシドエア、㈱スターフライヤー、㈱フジドリームエアラインズ、新中央航空㈱、アイベックスエアラインズ㈱、東邦航空㈱、オリエンタルエアブリッジ㈱、天草エアライン㈱※各航空会社により割引対象となる方や割引率は異なりますので、詳しくはそれぞれの航空会社にお問い合わせください。
- ◆利用方法 航空券を購入する際に、各航空会社へ障害者手帳を提示してください。

# (10) 信州パーキング・パーミット制度

障害者手帳の交付を受けている方で、一定の要件を満たしている場合は、公共施設や店舗など障がい者等用駐車区画に駐車するための利用証が交付されます。

◆対 象 者 身体障害者 1~6級(等級程度により要件が定められています。) 知的障害者 A1・A2

精神障害者 1級

◆受付窓口 福祉支援課 障がい福祉係(内線:2115・2116) (FAX:0263-52-7732)

# (11) 駐車禁止規制の適用除外

障害者手帳の交付を受けている方で、一定の要件を満たしている場合は、駐車標識の規制から除外される標章が交付されます。

- ◆対 象 者 身体障害者 1~4級(等級程度により要件が定められています。) 知的障害者A1 精神障害者1級
- ◆受付窓口 塩尻警察署(電話:0263-54-0110)

# 6 税 金

# (1) 所得税、市・県民税に関する所得控除

所得税、市・県民税の計算の基礎となる所得から控除が受けられる場合があります。 控除の種類や要件は次の窓口で直接お尋ねください。

◆窓 □ 【所得税】 松本税務署(電話 O263-32-2790 音声案内) 【市・県民税】 税務課 市民税係(内線:1132~1134)

# (2) 自動車税(環境性能割・種別割)、軽自動車税(環境性能割・種別割)の減免

障がい者が、4月1日現在又は新規登録時に所有し、かつ使用する自家用車について、税の減免が受けられる場合があります。

※減免には、障害程度の区分等の要件及び減免申請できる期限があります。また、同一生計証明書等が必要となる場合がありますので、詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

◆窓 □ 【自動車税(環境性能割・種別割)・軽自動車税(環境性能割)】 中信県税事務所(電話:0263-40-1905) 【軽自動車税(種別割)】

税務課 市民税係(内線:1133・1134)

# (3) 利子等の非課税

◆内 容 一定の手続きにより、預け入れた預貯金等及び購入した小額公 債については、それぞれの制度につき元本350万円を限度 として利子等が非課税になります。

> ※郵政民営化法の施行前に障がい者等の郵便貯金の利子所得 の非課税制度の適用を受けて預入された郵便貯金の利子につい ては、引き続き非課税が適用されます。

- ◆対象者 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持 ちの方
  - ・障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金等の障害を支給事由とする年金を受けている方
- ・障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当を受けている方 ◆窓 ロ ゆうちょ銀行(郵便局)、銀行、証券会社などの金融機関

# 7 その他

# (1) NHK放送受信料の減免

次に該当する場合、NHK放送受信料が減免されます。

対 象 要 件	減	免
視覚障がい又は聴覚障がいにより、身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主(※注1)で、放送受信契約者の場合	半額	<b></b>
重度の障害者手帳(※注 2)をお持ちの方が世帯主(※注 1)で、 放送受信契約者の場合	H H	<b>У</b> БРЛ
公的扶助受給者(生活保護法による扶助を受けている場合など)	<b>^</b> +T	
受信契約者と同一の世帯に障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税である場合	全額	免除

- ※注1 住民基本台帳法にいう世帯主(住民票上の世帯主)
- ※注2 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級
- ◆申込方法 窓口に申請書があります。**障害者手帳、印鑑**をお持ちください。
- ◆窓 □ 福祉支援課 障がい福祉係(内線:2115・2116・2123) (FAX:0263-52-7732)
- ※制度についての詳細は、NHK ふれあいセンターへお問い合わせください。 (NHK ふれあいセンター 電話 0570-077-077 平日 9 時~20 時)

# (2) ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、 周囲の方へ援助や配慮を必要としている方に、ヘルプマークを配布します。

- ◆対象者 市内に居住しており、外見からはわからなくても援助や配慮を必要と している方(本人または家族の申請に限る)
- ◆窓 □ 福祉支援課 障がい福祉係 (内線:2115・2116・2123 FAX:0263-52-7732)

# (3) FAX からの119番通報

FAX での緊急通報(火災及び救急要請)が、電話と同じ119番で松本広域消防局に送信できます。

- ◆対象者 電話からの火災や救急等の通報が困難な方
- ◆窓 □ 松本広域消防局 (電話: 0263-25-0119 FAX: 0263-25-3987)

# (4) NET119 緊急通報システム(聴覚障害者等特定)

聴覚や発話の障がい等により音声通話が困難な方が、スマートフォンや携帯電話のインターネット機能を通じて、簡単な画面操作で火災や救急などの 119 番通報が行えるサービスです。(事前登録が必要です。)

- ◆対 象 者
- ・障がい等により電話からの音声通話が困難な方
  - GPS機能を有したスマートフォン、タブレット等をお持ちの方で、その端末で電子メールの送受信が可能な方(従来型の携帯電話(ガラケー)ではご利用いただけません。)
- ◆登録方法及び窓口

# **①**楢川地区以外にお住いの方

利用する方のスマートフォン等から、右の QR コードを 読み込んで、空メールを送って登録してください。

- ※Web申請が難しい方は書面での利用登録ができます。 窓口で登録申請書を提出していただくか、郵送又はFA Xしてください。
- ※従来のWeb119システムは、令和6年12月25日をもって、サービス提供を終了します。



空メール QR コード

◆窓 □ 松本広域消防局 通信指令課

(電話·FAX: 0263-25-6108)

#### 2個川地区にお住いの方

木曽広域消防本部へ、登録するスマートフォン等をお持ちの上、利用登録申請 兼同意書を提出・登録することで、利用できます。

◆窓 □ 木曽広域消防本部 消防課 総務係

(電話: 0264-24-3119 FAX: 0264-24-2929

# (5) 言語及び聴覚障害者 FAX110番・110番アプリシステム

言語及び聴覚障がい者等の方が、事件や事故にあった場合に警察への通報手段として、FAX 又はスマートフォン等からのインターネット接続による文字や画像で、110番通報ができます。

- ◆対 象 者 言語及び聴覚障がい者等
- ◆送信方法
  - FAX による110番通報(事前登録不用)

FAX 用紙に事件名、発生場所、発生時間、状況、送信者の住所・氏名・年齢・FAX 番号・現在地等を記入し、「O120-760-110」へ送信します。

110番アプリシステム

<u>警察庁Webサイト・110番アプリシステム</u>からアプリケーションプログラムをダウンロードし、氏名、電話番号、パスワード等を登録して利用できます。

◆問い合わせ 長野県聴覚障がい者情報センター(長野市)

(電話:026-295-3530 FAX:026-295-3567)

# (6)日常生活自立支援事業

知的障がい者、精神障がい者の方などが、介護等の福祉サービスを利用する際に、 不利益を受けたり、トラブルを生じることがないよう、福祉サービスの利用手続き の代行などの援助を行います。

◆内 容 福祉サービスに関する情報提供

福祉サービス利用手続きの代行などの援助

福祉サービスの利用料支払いに関する援助

日常生活に必要な預貯金の出し入れ等の援助

年金や手当の受け取りに関する援助

苦情解決制度の利用手続き

◆窓 □ 塩尻市社会福祉協議会 地域福祉推進センター

(内線:2212・2213 直通電話:0263-52-2795)

(FAX:0263-53-5058)

# (7) 生活福祉資金の貸付

生活福祉資金貸付制度は、低所得者、障がい者又は高齢者に対し、資金の貸付け と必要な援助指導を行うことにより、経済的な自立、生活意欲の助長、在宅福祉及 び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう低金利又は無利子で必要な資 金をお貸しする制度です。

詳しい貸付要件等は、担当窓口へお問い合わせください。

- ◆貸付対象 低所得者世帯、又は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保 健福祉手帳をお持ちの方、65歳以上の高齢者が属する世帯
- ◆窓 □ 塩尻市社会福祉協議会 地域福祉推進センター

(内線: 2212 • 2213 直通電話: 0263-52-2795)

(FAX:0263-53-5058)

# (8)避難行動要支援者の登録

災害時に自力で避難することが難しい在宅の方で、家族等による必要な支援がすぐに受けられない方を対象に、ご本人が支援および登録を希望される場合、「避難行動要支援者名簿」に登録します。この名簿により地域住民(区長、常会(組)長、民生児童委員、消防団など)が要配慮者の住所や状況などをあらかじめ把握でき、災害時の情報伝達や避難支援をより円滑、迅速に行うことができるようになります。

- ◆対象者
- ・65歳以上で一人暮らしの方・65歳以上の方のみで構成される世帯
- ・身体障害者手帳をお持ちの方・療育手帳をお持ちの方
- 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- 介護保険の要支援または要介護の認定を受けている方
- ・上記の項目には該当しないが、要支援者として登録を希望する方
- ◆窓 □ 地域共生推進課 地域福祉係(内線:2112 FAX:0263-52-7732)

# (9)ごみ袋の支給

紙おむつを日常的に使用し、次の要件のいずれかに該当する者がいる世帯に、ご み処理手数料の負担を軽減するため、もえるごみ指定袋を支給します。

- ◆要 件 ①障害者手帳の交付を受けた者
  - ②要介護・要支援の認定を受けた者
  - ③2歳の誕生日に達するまでの者
- ◆支給内容 1人あたり年60枚(25ℓ袋)を申請要件に応じ、次の期間分 支給します。
  - 要件① 1 年分
  - 要件②最大1年分

申請日から認定の有効期間が1年未満の場合、月割計算して支給します。

•要件③最大2年分

転入等による途中申請で、2歳になるまでの期間が2年未満の場合、 月割計算して支給します。

- ※要件①②に関しては、1年又は支給期間経過後、再申請が可能です。 ※希望が45ℓ袋の場合、支給枚数は25ℓ袋の半分です。
- ◆窓 □ 生活環境課 廃棄物対策係(内線:1111・1112)

#### (10) 図書館の資料提供サービス

聴覚障がい者用に字幕・手話入りビデオテープ、DVD を貸し出しています。 視覚障がい者など活字の本が読めない方に、点字図書や音声資料の貸し出し、対 面朗読をしています。視覚障がい者へはデジとしょ信州(電子図書館)アクセシブ ルライブラリーの提供もしています。

◆窓 □ 塩尻市立図書館 (内線:4101~4106)

(直通電話:0263-53-3365 FAX:0263-53-3369)

# (11) 携帯電話基本使用料等の割引

障害者手帳の交付を受けている場合等、携帯電話の基本使用料等の割引があります。詳しくは携帯電話各社の窓口へお問い合わせください。

◆窓 □ 携帯電話各社の取扱店

# (12) 青い鳥郵便葉書の無償配布

通常郵便葉書「くぼみ入り」、「無地」又は「インクジェット紙」20枚が無償で配布されます。

- ◆対 象 者 身体障害者手帳 1、2級 療育手帳 A1、A2
- ◆申込方法 毎年4月から5月にお近くの郵便局で所定の用紙に必要事項を 記入し、手帳を提示して申し込みます。(郵便による申し込みも可能)
- ◆窓 □ お近くの郵便局

# (13) スマートフォン用障害者手帳アプリ(ミライロID)

事前にお持ちの障がい者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)の情報を、スマートフォンのアプリで撮影し必要事項を登録します(登録完了には数日かかります)、公共交通機関や施設などを利用する際にアプリの画面を提示することで、障害者手帳を提示する場合と同様に障害者割引や減免を受けることができます。

登録は、本人の責任において行ってください。また、登録方法や使い方などアプリに関するお問い合わせは、直接「ミライロID」へお願いいたします。

■ミライロIDホームページ https://mirairo-id.jp/

#### ミライロ ID) 提示でも障害者割引などを受けることが可能な施設・サービス等一覧

施設名・利用サービス 名等	割引等の内容	お問い合わせ先
平出博物館	障害者手帳を所持している者及 び介助する者は入館料無料	平出博物館 電話 0263-52-1022
本洗馬歴史の里資料館	障害者手帳を所持している者及 び介助する者は入館料無料	本洗馬歴史の里資料館 電話 0263-54-5520 ※開館日:毎週金土日及び祝日
自然博物館	障害者手帳を所持している者及 び介助する者は入館料無料	自然博物館 電話 0263-53-6342
塩尻短歌館	障害者手帳を所持している者及 び介助する者は入館料無料	塩尻短歌館 電話 0263-53-7171 Fax 0263-53-3506
体育施設	障害者手帳を所持している者及び介助する者は体育施設利用料減免(10月10日)	社会教育スポーツ課 電話 0263-54-0993
AI 活用型オンデマンド バス「のるーと塩尻」	大人運賃の半額 【7km以下】 200円 → 100円 【7km超】 400円 → 200円	都市計画課 電話 0263-52-0689
一般廃棄物処理手数料減免申請	紙おむつを常時利用する方で障害者手帳の交付を受けている方に対して、申請月から 1 年間分のもえるごみ袋を支給次のいずれかを選択・25 リットル…60 枚・45 リットル…30 枚	生活環境課 電話 0263-52-0679
住民税申告における障がい者控除	住民税申告における障害者控除	税務課 電話 0263-52-0638

<sup>※</sup>割引内容などの詳細や利用方法については各施設、担当課へ直接お問い合わせください。

# 8 相 談

# (1) 行政機関等の相談窓口

【市関係機関】

担当	窓口 ※	内 容	連絡先等
塩尻市役所	本		代表 0263-52-0280
福祉支援課 障がい福祉係 (保健福祉センター 1階)	保④	心身障がい者に関すること 障害者総合支援法に関すること	内線: 2115 • 2116 2123 FAX: 52-7732
福祉支援課 生活支援係 (保健福祉センター 1階)	保⑤	生活保護に関すること 生活困窮に関すること	内 線: 2114 FAX : 52-7732
福祉支援課 福祉給付係 (保健福祉センター 1階)	保③	福祉医療に関すること 各種手当に関すること	内線: 2164 • 2165 FAX: 52-7732
地域共生推進課 地域福祉係 (保健福祉センター 1階)	保①	地域福祉に関すること	内 線: 2112 FAX : 52-7732
健康づくり課 保健予防係 (保健福祉センター 2階)	保⑦	精神保健に関すること 各種健康相談に関すること	内線: 2145 • 2146 2141 • 2142 FAX: 53-3613
学校教育課 児童生徒支援係 (総合文化センター 1階)	総®	就学に関すること	内線: 3113 • 3114 FAX: 52-4354
学校教育課 学校運営係 (総合文化センター 1階)	עטוווי (	児童館、児童クラブに関すること	内線: 3116 • 3117 FAX: 52-4354
保育課 保育企画係 (総合文化センター 1階)	総10	保育園等子育て支援に関すること	内線:3171・3173 3174 FAX:52-0643
こども未来課 こども未来応援係 (総合文化センター 1階)		ひとり親に関すること	内線: 3182 • 3183 直通: 52-7313 FAX: 52-0642
こども未来課 こども家庭相談係 (総合文化センター 1階)	総⑦	子育て、養育等相談に関すること	内線: 3186 直通: 52-0891 FAX: 52-0642
こども未来課 元気っ子・若者サポート係 (総合文化センター 1階)		就学、若者の相談に関すること	内線: 3189 直通: 52-0891 FAX: 52-0642
市民課 国保年金係 (本庁 1階)	本③	国民年金、障害年金に関すること 国民健康保険、後期高齢者医 療に関すること	内線: 1125~1128
税務課 市民税係 (本庁 1階)	本④	軽自動車税に関すること 市・県民税に関すること	内線: 1132~1134 FAX : 53-8180
長野県住宅供給公社 塩尻管理センター (総合文化センター 1階)	<b>総</b> ③	市営住宅の入居、住宅の設備 等に関すること	内線: 3190
塩尻市社会福祉協議会 地域福祉推進センター (保健福祉センター 2階)	保 ⑨	日常生活自立支援事業、福祉 車両の貸出、生活福祉資金に 関すること	電話: 52-2795 FAX: 53-5058
障害者福祉センター (すみれの丘 広丘野村 1788-86)		障がい者の相談に関すること	電話: 54-3114 FAX: 54-6296
塩尻市生活就労支援センター まいさぽ塩尻 (保健福祉センター 2階)	保 ⑨	経済的に困っている方の生活 や就労の相談に関すること	電話: 52-0026 FAX: 52-0067

<sup>※</sup> 施設省略表記の参考 本:市役所本庁舎、保:保健福祉センター、総:総合文化センター

#### 【国•県等関係機関】

担当	内 容	連絡先等
松本保健福祉事務所 健康づくり支援課 (県松本合同庁舎内)	精神保健に関すること 難病に関すること	電話:40-1937
松本保健福祉事務所福祉課(県松本合同庁舎内)	補助犬の相談に関すること	電話:40-1913
中信県税事務所 (県松本合同庁舎内)	自動車税、自動車取得税に関する こと	電話:40-1905
松本児童相談所 知的障害者更生相談所	児童福祉、障がい児に関すること 知的障がい者に関すること	電話:代91-3370
身体障害者更生相談所   (県総合リハビリテーション   センター内)	身体障がいの補装具、施設入所、 更生相談等に関すること	電話:代(026) 296-3953
長野県住宅供給公社 松本事務所	県営住宅の入居に関すること	電話:代47-0240 FAX:47-8902
松本公共職業安定所	障がい者の雇用に関すること	電話:(代)27-0111
松本年金事務所	社会保険、厚生年金に関すること	電話:代32-5821
松本税務署	所得税等の申告に関すること	電話:代32-2790

# (2) 障がい者総合相談支援センター

障がい児・者又はその家族からの障がいに関すること、生活に関することなど様々な相談等に応じ、専門員が必要な情報の提供、助言、その他障害福祉サービス等の利用支援等を行います。

名	称	所在地	利用時間	連絡先
ボイス		塩尻市大門六番町 4-6 (保健福祉センター 2階)	月~金 9:00~17:00	電話:51-5353 FAX:51-5363

# (3) 障がい者就業・生活支援センター

障がい者の就業等に関することの相談等に応じます。

名	称	所在地	利用時間	連絡先
しぇる	ぱ松本	松本市大字島立 1020 (松本合同庁舎 2階)	月~金 9:00~17:00	電話: 080-4178-6678